

令和3年度第1回さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和4年1月19日（水）午前11時から午前11時30分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者（委員）町田誠委員（委員長職務代理）、黒田典子委員、関根ゆり委員、
土屋愛自委員、篠崎靖夫委員、柳瀬純委員
（所管課）都市公園課
（事務局）都市総務課
（オブザーバー）真々田都市戦略本部長（さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員）
- 4 欠席者 涌井雅之委員長
- 5 諮問内容と答申結果

選考方法（案）について諮問を受け、次のとおり答申した。（6 議事要旨を参照）

| 施設名称 | 施設数 | 施設種別 | 募集方法 | 指定期間 |
|----------------------|-----|------|------|--------------------------|
| （仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園 | 1 | 都市公園 | 非公募 | 令和7年10月1日 ～令和27年9月30日 |

6 議事要旨

●委員長の互選及び職務代理者の指名

委員の互選により涌井雅之委員を委員長に決定し、町田誠委員が職務代理者に指名された。

●委員長の欠席への対応

欠席の涌井委員長に代わり、町田委員長職務代理が議事進行を担った。

●議題(1) （仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園の新たな指定管理者候補の選定について（選考方法案）

<説明>

所管課（都市公園課）より、選考方法案の内容について説明。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市都市公園条例

公民連携により、市民の遊びと憩いの空間として、また一時的な避難場所として活用できる公園を設置するため

(公募設置管理制度 (Park-PFI) 及び指定管理制度を活用して民間事業者のアイデアと優れた経営ノウハウにより、これまでの本市の都市公園にはない魅力的な新設公園の設計施工・管理運営を行うことを目的とした。)

■施設概要

所在地：さいたま市緑区大字三室西宿 1305-1

規模：13,698 m²

主な施設：都市公園法の公募設置管理制度 (Park-PFI) による公募提案により決定予定

■業務内容

維持管理業務、運営管理業務

■指定期間

令和7年10月1日から令和27年9月30日まで (20年間)

(都市公園法の公募設置管理制度 (Park-PFI) に基づく公募対象公園施設の設置管理許可期間と同じ20年間とした。)

■募集方法

非公募

(都市公園法の公募設置管理制度 (Park-PFI) による公募で選定された認定計画提出者を指定管理者とするため非公募とした。)

■申請資格要件

主な要件として、次の4点を設定。

- ・業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有する団体等
- ・業務を遂行するために必要不可欠な資格を有している団体等
- ・個人情報保護及び情報公開について市の施策に準じた措置が講じられること
- ・本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること

■選定基準

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定。

- ・市民の平等な利用が確保できるものであること
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ・事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

配点については、当該施設の管理では、利用者からの要望、また、苦情も多いことが想定され、その対応次第では、利用者が安全、安心、快適に利用できなくなるため、指定管理者の適性項目の配点ウエイトを重視した。

■利用料金制

なし

(現有施設が無い「利用料金制なし」としているが、事業者の提案により生じる可能性あり。)

■指定管理料 (上限額)

7, 0 6 8 千円/年

■スケジュール

都市公園法の公募設置管理制度 (Park-PFI) による公募期間:

令和4年2月初旬頃から4か月

審査選定委員会 (候補者の選定): 令和4年7月中旬頃

<質疑等>

- Q 今回、指定管理期間を20年間としているが、公園以外の市内の公共施設の指定管理の期間は一般に何年間としているのか。
- A 通常であれば、指定管理期間は5年間で設定することが多い。しかし、本件では20年間として設定した案で本委員会に諮問することについて、了解は得られている。
- Q 指定管理業務を20年実施するとなれば、当然物価状況も変わっていくと考えられるが、配慮している記述があれば教えてほしい。人件費については指定管理期間に関わらず、ベースアップの話題がよく挙がる。人件費や物価の上昇に対応する記述を検討してはどうか。
- A 現案では公募設置等指針のリスク分担表にて、物価・金利変動リスクについては指定管理者が負う整理としている。これまでは5年間が最長であったため、このようなリスク分担としていたが、今回は20年と長期であることを踏まえると物価・金利変動リスクを考慮した記載を追記することで対応する。

<結果>

選考方法案について、以下の内容で答申することに全会一致で決定した。

- ・選考方法案について異論はなく、諮問された案のとおりの方法で選考することが適切である。
- ・ただし、指定期間が20年であることを鑑み、賃金や物価水準の変動を踏まえ、指定管理料について市と指定管理者とで協議できるよう「(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業公募設置等指針」に記載することを意見として申し添える。

以上